

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係る面談
2. 日時：令和2年9月15日（火）13時30分～14時50分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係る補正申請について、資料に基づき説明があった。

➤ 補正申請の概要

- ✓ 初回申請からの変更点
- ✓ 破損燃料用輸送容器（7体）に対する臨界防止機能に係る評価について、3号機の破損燃料は燃料ペレットが燃料被覆管内に保持されていると想定しており、評価条件が既存評価と同等であるため、既認可と同様の評価結果となるが、保守的に燃料ペレットが燃料被覆管から放出された場合の評価も実施した。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

6. その他

資料：

- 【補足説明資料】破損燃料用輸送容器に係る実施計画Ⅱ章の変更について